

## 競技会において着用、又は携行することができる水泳用品、 用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定

### (総則)

第1条 本規定は、(財)日本水泳連盟競技者資格規定第6条第1項及び競泳競技規則第15条3項1号に規定する、商業ロゴマーク等の取り扱いに関することを定める。

### (商業ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員(以下、「競技者等」という)は、競技会の会場内で着用する水着及び衣服、持ち物に付けることができるスポンサーのロゴマーク、メーカーの商標・商標名について、以下の通り取り扱う。

ただし、使用される1枚の水着について、20cm<sup>2</sup>以内のメーカーの商標名は、ウエストより上の位置に1つ、下の位置に1つ許される。これらの商標名は、相互にすぐ近くに隣接して置いてはならない。ツーピースの水着に関しては、上部に1つのメーカーの商標名が、そして下部に1つが許される。

- (1) 水着及び衣服、持ち物のメーカーの商標・商標名、所属チーム名、都道府県名の表示については、従前の取り扱いと同様とし、届け出を必要としない。
- (2) 水着及び衣服、持ち物については、それぞれ利用の異なる毎に、前項のメーカー等の商標・商標名、所属チーム名、都道府県名の他に20cm<sup>2</sup>以内のスポンサーロゴマークを1個付けることができる。
- (3) スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商品、サービス又は企業広告とする。  
但し、タバコ及びビール以外のアルコール並びに財団法人日本水泳連盟のオフィシャルスポンサーとして登録されている企業は除く。

### (申請方法)

第3条 スポンサーロゴマークを使用する3ヶ月前までに、その表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した、「商業ロゴマーク等の使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し、承認を得なければならない。

### (承認手続)

第4条 承認の手続きは、本連盟総務委員会で内容を確認した上、規定の範囲内で特に指摘する事項がない場合は、申請者への承認通知は省略する。

(付則) 本規定は、平成14年4月1日以降開催される競技会より適用される。

尚、飛込、水球、シンクロ、オープンウォーター及び日本泳法の各競技規則についても本規定を準用する。